

組合火災共済事業実施規則新旧対照表

下線改正箇所

改正案	現 行
<p>(共済契約の更新を不適當と認める場合)</p> <p>第 10 条 <u>規約第 16 条第 8 項</u>共済契約更新 に関して不適當と認める基準とは、共済契 約者が次の各号に該当する場合をいいま す。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(4) 省 略</p> <p>附則 省 略</p> <p><u>附則</u> <u>この規則は、令和 5 年 2 月 1 日から施行</u> <u>します。</u></p>	<p>(共済契約の更新を不適當と認める場合)</p> <p>第 10 条 <u>規約第 16 条第 6 項</u>共済契約更新 に関して不適當と認める基準とは、共済契 約者が次の各号に該当する場合をいいま す。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(4) 省 略</p> <p>附則 省 略</p>